

「子育て応援宣言企業 LEADING AWARD」実施要綱

(目的)

第1条 「子育て応援宣言企業9000社大会」において、子育て応援宣言企業の中から、特に優れた取組を実践している企業・団体を「子育て応援宣言企業 LEADING AWARD」として表彰し、その優れた取組事例を広く周知することにより、県内企業における仕事と子育ての両立支援の取組の普及啓発や意識の醸成を図ることを目的とする。

(表彰の種類及び表彰企業数)

第2条 表彰の種類及び表彰企業数は、次のとおりとする。

- 大賞 1社
- 優秀賞 3社程度

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象は、次に掲げる要件をすべて満たす企業とする。

- (1) 募集の締切日までに、「子育て応援宣言企業」として登録されていること。
- (2) 仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組み、優れた成果がみられること。
- (3) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員との関係者でない者であること。
- (4) 過去3年間に労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめとする労働関係法令に係る重大な違反がないこと。その他、社会通念上表彰するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと。

(応募等)

第4条 この要綱に基づき、表彰を受けようとする企業は、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 「子育て応援宣言企業 LEADING AWARD」応募用紙（様式第1号）
- (2) 「子育て応援宣言企業 LEADING AWARD」取組状況確認調書（様式第2号）
- (3) 就業規則等の写し

2 知事は、前項の規定により書類の提出があった企業に対し、必要に応じて調査し、又は報告を求めることができるものとする。

(選考委員会の設置)

第5条 表彰企業の選考を行うため、「子育て応援宣言企業 LEADING AWARD」選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(表彰企業の選考)

第6条 表彰企業は次のとおり選考する。

- 1 選考委員会において第4条の規定に基づき提出された書類の審査を実施し、応募企業の中から表彰企業を4社程度選考する。
- 2 選考基準は、次の項目のとおりとする。
 - (1) 男性の育児休業の取得促進に取り組んでいるか。

- (2) 育児休業取得者の円滑な職場復帰に取り組んでいるか。
 - (3) 育児休業取得者の業務代替者への支援に取り組んでいるか。
 - (4) 育児中の労働者を対象とした柔軟な働き方を選択できる制度が整備されているか。
 - (5) 仕事と子育ての両立支援のための休暇制度が導入されているか。
 - (6) その他、仕事と子育ての両立支援に向けた独自の取組を実施しているか。
- 3 この要綱に定めるもののほか、表彰企業の選考に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(大賞企業の選考)

第7条 大賞企業は次のとおり選考する。

- 1 前条の規定により選考された表彰企業は、「子育て応援宣言企業9000社大会」の中でプレゼンテーションを実施し、選考委員会及び大会参加者の審査により、企業1社を大賞とし、それ以外の企業を優秀賞としてそれぞれ決定する。
- 2 この要綱に定めるもののほか、大賞企業の選考に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、記念品を授与して行う。

(表彰の事務)

第9条 表彰に関する事務は、人材育成・活躍推進部労働政策局就業支援課において行う。

(表彰の取り消し)

第10条 知事は、表彰企業が応募にあたり虚偽の申告を行った場合、又は表彰の目的を損なう行為等により、表彰企業としてふさわしくないと判断した場合は、表彰の取り消しを行い、記念品の返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年7月3日から施行する。